各課(室・局・所・館・次)長 様

総務部総務課長 大木 裕子 (公印省略)

## 区の歌の利用について (通知)

「練馬区の歌―わが街・練馬― (以下「区の歌」という。)」については、先般、庶務担当課長会・係長会で通知したところですが、区が、参加者から会費を徴収している事業や、演奏者・講師等に謝礼を支払っている事業で利用する場合等についても、利用のたびに、作曲者や歌唱者等、全ての著作権関係者の許諾を得なければならないことが判明いたしました。このため、本来許諾が必要であったものについては、利用を差し控えていただいているところです。

この度、総務課では、区の歌の利用について、著作権関係者と調整をし、整理が整いました。今後、 区が利用する場合、著作権関係者の許諾は不要となりました。

ついては、下記のとおり通知いたしますので、貴所属職員および関係機関にご周知いただきますよう、お願いいたします。

記

## 1 利用について

(1) 区が利用する場合

著作権関係者の許諾が不要となったため、これまで差し控えていただいていた事業での利用についても、今後は可能となります。

- ※ 利用について不明な点がある場合は、総務課総務係へご連絡ください。
- (2) 町会・自治会等、区以外の団体が利用する場合

原則、利用できますが、事業で広く利用する場合や、区の歌を改変する場合等、著作権関係者から改めて許諾を得ることが必要な場合もあります。区以外の団体から、利用について問い合わせを受けた場合は、総務課総務係へご連絡ください。

## 2 その他

カセットテープ・CDを借用する場合は、従来どおり総務課総務係へ申請書の提出が必要です。 申請書の様式は、グループウェア「共有文書」の以下のフォルダに掲載しております。

庁内共通 > 組織別 > 区長 > 副区長 > 総務部 > 総務課 > 総務係 > 腕章、区旗・国旗、賞状盆、胸花、区の歌等使用申請書